

第4回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

1. 日時

平成30年12月18日(火) 11時30分～11時45分

2. 場所

中央合同庁舎5号館9階 厚生労働省省議室

3. 出席者

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働副大臣 大口 善徳

厚生労働大臣政務官 新谷 正義

内閣官房内閣審議官(厚生労働省子ども家庭局併任) 藤原 朋子

内閣府大臣官房審議官(共生社会政策担当)(内閣府子ども・子育て本部審議官併任)
三浦 健太郎

警察庁生活安全局少年課長 村上 尚久

総務省自治財政局長 林崎 理

法務省民事局長 小野瀬 厚

法務省刑事局刑事課長 濱 克彦

法務省大臣官房審議官(国際・人権担当) 山内 由光

文部科学省総合教育政策局長 清水 明

文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当) 丸山 洋司

厚生労働省子ども家庭局長 濱谷 浩樹

厚生労働省子ども家庭局総務課長 長田 浩志

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 宮腰 奏子

厚生労働省社会・援護局長 谷内 繁

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長
山口 正行

厚生労働省政策統括官(総合政策担当) 藤澤 勝博

4. 議事概要

○挨拶

【根本厚生労働大臣】

「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」の開催に当たり、一言、申し上げる。児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。

本対策に基づき、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すことが必要である。

本日は、本対策において策定することとされている「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を本会議にお諮りし、決定したいと考えている。

新プランでは、来年度からの4年間で、現場における児童虐待防止対策を抜本的に強化するため、児童相談所については、児童福祉司 200 人程度を増員する、市町村については、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなど、児童相談所・市町村、両方の体制強化を図り、地域社会全体で子どもの命を守る社会づくりを引き続き全力で進めていくこととしている。

また、来年度における措置については、現在、総務省等関係府省庁と調整させていただいているところであるが、こうした体制強化を、できるだけ速やかに地域で整えられるよう、取り組んでいきたいと考えている。

本会議の構成員である各員におかれては、引き続き、児童虐待防止対策の強化に向け、それぞれの分野で、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていただきたい。

○児童虐待防止対策体制総合強化プランについて

※ 宮腰厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長より、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（案）」について、資料に基づき説明。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（案）」について、案のとおり、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の決定とすることを確認。

【濱谷厚生労働省子ども家庭局長】

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の決定に当たり、御挨拶申し上げます。

関係府省庁の皆様には、本年7月20日に、関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づく取組など、日頃より、児童虐待防止対策に御尽力をいただき、御礼申し上げます。

緊急総合対策においては、財政的な措置が必要なものについては、地方交付税措置を含め予算編成過程において検討することとされていたが、総務省の協力の下、本日、対策の大きな柱である、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定することができた。

このプランに基づき、まずは、来年度の人員の増員を図り、児童相談所及び市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化が進むよう、取り組んでまいります。

関係府省庁の皆様におかれては、引き続き、それぞれの分野で、自治体、関係機関とも連携しながら、児童虐待防止対策の強化に向けた取組が推進されるよう、御協力をお願いします。

以上